

小児慢性特定疾病児童等 一時入院支援事業の御案内



在宅で療養されている“人工呼吸器を装着した方”又は“気管切開をされた方”を介護している御家族等が休養したい時、又は病気で介護ができない時等に、患者さんが一時的に医療機関に入院できるよう支援します。

1. 事業概要

1回当たり7日間以内、年間28日間まで、県の費用で利用できます。

2. 対象者

栃木県内（宇都宮市を除く。）に住所を有する以下の①～③に該当する方（満20歳未満）で、かつ「人工呼吸器を装着した方」または「気管切開をされた方」

- ① 小児慢性特定疾病医療費を受給している方
- ② 小児慢性特定疾病医療費の受給歴のある方
- ③ 小児慢性特定疾患医療受診券所持歴のある方

3. 手続き

利用申請書を患者さんの住所を管轄している、県の健康福祉センターの担当窓口へ提出してください。

* 詳しくは、下記の問い合わせ先に御相談ください。

（入院について）

- ・患者さんの移送費用、差額ベッド第等は自己負担していただきます。その他、一時入院時における治療等、医療保険の自己負担があります。
- ・本事業が利用できる医療機関は、栃木県と委託契約を締結している医療機関です。
- ・病院の空きベッドの状況や症状等によって、一時入院が難しい場合がありますので御了承ください。
- ・通常の入院と同様、受入医療機関の医療・看護体制でのケア提供となります。御自宅と同等の介護・療養環境を設定することは難しい場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【問い合わせ先】

県西健康福祉センター Tel 0289-62-6225

県東健康福祉センター Tel 0285-82-2138

県南健康福祉センター Tel 0285-22-0488

県北健康福祉センター Tel 0287-22-2679

安足健康福祉センター Tel 0284-41-5895

今市健康福祉センター Tel 0288-21-1066

栃木健康福祉センター Tel 0282-22-4121

矢板健康福祉センター Tel 0287-44-1297

烏山健康福祉センター Tel 0287-82-2231

栃木県保健福祉部健康増進課 Tel 028-623-3086